

後期高齢者医療保険料の 軽減特例の見直し

後期高齢者医療制度の創設から、当分の間の措置とされていた後期高齢者医療保険料の軽減特例は、世代間の公平を図る観点なども踏まえ、介護保険料の軽減の強化や年金生活者支援給付金の支給に合わせて、制度本来の仕組みに戻すこととされました。

これまで、本則7割軽減の対象の方は、さらに上乗せして軽減されてきましたが、令和元年度から、段階的に見直しを行っています。令和元年度8割軽減の対象であった方は、令和2年度以降は、制度本来の仕組みである7割軽減に戻ります。また、8.5割軽減の対象であった方は、令和2年度は7.75割軽減、令和3年度以降は制度本来の仕組みである7割軽減に戻ります。

詳しくは、7月中旬に被保険者に送付する保険料金額の決定通知書と同封するリーフレットをご確認ください。

※今回の見直しは、医療機関などでの自己負担の割合に影響はありません。

○問い合わせ先 神奈川県後期高齢者医療広域連合コールセンター ☎0570(00)1120 (ナビダイヤル)

世帯の総所得金額などの基準	均等割額の軽減割合			
	本則	令和元年度	令和2年度	令和3年度以降
令和元年度における8.5割軽減の区分 33万円以下	7割	8.5割	7.75割	7割
令和元年度における8割軽減の区分 ※上記の世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下（その他の各種所得なし）など。		8割	7割	
33万円+ (28.5万円×当該世帯に属する被保険者の数) 以下 ※令和2年度の基準。	5割	5割		
33万円+ (52万円×当該世帯に属する被保険者の数) 以下 ※令和2年度の基準。	2割	2割		

担当 医療課 ☎046(252)7213 ☎046(252)7043

国民健康保険の傷病手当金

国民健康保険の被保険者である被用者で、新型コロナウイルス感染症に感染した場合または発熱などの症状があり感染が疑われる場合に、その療養のため労務に服することができなかった期間について、傷病手当金を支給します。

○支給額 直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額÷就労日数×3分の2×日数

※1日当たりの支給額には上限があります。

○支給期間 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間（入院が継続する場合などは最長1年6カ月まで）

※給与収入の全部または一部を受けることができる期間は支給不可（給与収入の額が、規定により算定される傷病手当金の額より少ないときは、その差額を支給）。

担当 国保年金課 ☎046(252)7672 ☎046(252)7043

木造住宅無料耐震相談会

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅を対象に、無料耐震相談会を開催します。なお、市では、建物の耐震診断に関する電話や訪問などによる個別勧誘を行っていません。

○とき 7月18日（土）午前9時30分～午後4時

※相談は約45分で時間予約制（申込順）。

○ところ 市公民館2階会議室

○相談員 神奈川県建築士事務所協会 座間支部会員

○持ち物 受付後に市が送付する書類、確認申請などの図面（略図可）、建物状況が分かる写真など

○申込方法 6月8日（月）～29日（月）に電話、ファクスまたは直接担当へ



相談会参加者への補助

相談会に参加した方へ次の通り補助します。なお、住宅耐震改修をした場合には、所得税額の特別控除および固定資産税額の減額措置制度があります。

○耐震診断を希望する方 耐震診断費の2分の1（上限5万円）

○改修計画書の作成を希望する方 改修計画書作成費用の2分の1（上限5万円）

○耐震改修工事を実施する方 現場立ち会い費用の2分の1（上限3万円）と耐震工事費用の2分の1（上限50万円）、一定の収入に満たない場合は20万円加算、市内施工者を利用した場合は20万円加算

※一般財団法人日本建築防災協会では、自宅などのパソコンから簡単に建物の耐震診断ができるプログラム「誰でもできるわが家の耐震診断」を配信しています。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

担当 建築住宅課 ☎046(252)7396 ☎046(255)3550

6月7日～13日は 危険物安全週間

6月7日（日）～13日（土）は、危険物安全週間です。

灯油・ガソリン・油性塗料などは身近な危険物です。

これらによる火災は、発生や拡大の危険性が大きく、消火も困難です。取り扱う際は十分注意しましょう。

令和2年度危険物安全週間推進標語 「訓練で 確かな信頼 積み重ね」

担当 予防課 ☎046(256)2187 ☎046(256)3225

国民健康保険税納税通知書

令和2年度国民健康保険税納税通知書を6月中旬に送付します。

普通徴収

普通徴収の世帯は、1年間の保険税を6月から翌年3月まで10回に分けて納めます。

納付方法は、口座振替と納付書払いがあります。納付しに行く手間がなく、納め忘れの防止になる口座振替をぜひご利用ください。市役所1階国保年金課または取扱金融機関の窓口で申し込みできます。

特別徴収

平成31年度に特別徴収（年金からの差し引き）で納めていた世帯は、特別徴収の要件（65歳以上の加入者のみで構成される世帯であるなど）を満たしていれば、令和2年度も引き続き特別徴収です。

新たに特別徴収となる世帯・特別徴収の停止希望

令和2年4月1日時点で、新たに特別徴収の要件を満たした世帯は、10月支給分の年金から特別徴収になります。第4期（納期限9月30日（水））までは納付書で納付してください。

特別徴収の停止を希望する場合は、口座振替の申し込みをした後、7月17日（金）までに納付方法変更申出書を担当へ提出してください。なお、すでに口座振替をしている世帯は特別徴収になりません。

国民健康保険税の軽減・減免制度

失業（解雇や倒産など自己都合を除くやむを得ない場合に限る）した方へ国民健康保険税の軽減制度があります。また、災害や生活困窮、廃業、事業不振、病気などの特別な事情がある場合に限り、国民健康保険税を減免する制度があります。なお、減免の申請には期限があります。

詳しくは、担当へお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症の影響に係る国民健康保険税の減免

世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯や、世帯の主たる生計維持者の事業収入などの減少が見込まれ一定の要件に該当する世帯については、国民健康保険税の減免の特例を設けています。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

担当 国保年金課 ☎046(252)7003 ☎046(252)7043